

深谷市道水路等境界確認事務処理要領

(趣旨)

第1条 この告示は、市長が管理する土地のうち次の各号に掲げる道路及び水路等（以下「道水路等」という。）とこれに隣接する土地との所有権の境界について、隣接土地所有者からの申請を受けて相互にその意思を確認し、確認された内容を将来にわたって明確にするために必要な事項を定めるものとする。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）に基づいて認定している道路

(2) 里道及び水路等の法定外公共物

(申請者)

第2条 境界確認の申請は、道水路等に隣接する土地（以下「隣接地」という。）の所有権登記名義人（以下「土地所有者」という。）が行うものとする。ただし、当該土地所有者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 土地所有者が法人の場合は、代表者又は当該土地の処分権を有する者とする。ただし、法人が解散又は破産した場合は、清算人又は管財人とする。

(2) 土地所有者が複数の場合は、共有者全員とする。ただし、共有者が他の共有者の委任を受けた場合にあつては、委任を受けた者が申請することができるものとする。

(3) 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、相続人が他の相続人の委任を受けた場合にあつては、委任を受けた者が申請することができるものとする。

(4) 土地所有者を補助する者がいる場合は、次のとおりとする。

ア 土地所有者が成年被後見人である場合は、土地の所有者名を記名の上、成年後見人とする。

イ 土地所有者が被保佐人、被補助人である場合は、被保佐

人、被補助人とする。

ウ 土地所有者が未成年者である場合は、土地の所有者名を記名の上、親権者（法定代理人）とする。

(5) その他、特に市長が必要と認めた者

2 申請地の権利関係が複雑な場合は、申請者としての当事者能力を有する者が申請できるものとする。

3 公共公益事業のため境界確認の必要がある場合は、国、地方公共団体及び官公庁に準ずる公益法人が申請できるものとする。

4 申請者は、申請を第三者（以下「代理人」という。）に代理させることができるものとする。

（境界確認申請書）

第3条 境界確認の申請は、境界確認申請書（様式第1号）によるものとする。なお、申請書には記名し、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 案内図

(2) 公図の写し（申請地朱書）

(3) 登記事項証明書 道水路等で立会いが必要な箇所の登記事項証明書の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報（全部事項）で、申請日の3箇月以内に交付を受けたもの。なお、申請地以外は、登記事項要約書にかえることができるものとする。

(4) 土地所有者一覧表（様式第2号） 道水路等で立会いが必要と認められる土地所有者の住所及び氏名を一覧にしたもの。

(5) 戸籍謄本等 土地所有者が死亡しているとき。

(6) 成年後見人を証する書類の写し 土地所有者が成年被後見人であるとき。

(7) 保佐人・補助人の同意書及び保佐人・補助人を証する書類の写し 土地所有者が被保佐人、被補助人であるとき。

- (8) 親権者等を証する書類の写し 土地所有者が未成年者であるとき。
- (9) 申請者としての当事者能力を有することの確認できる書類の写し 申請地の権利関係が複雑であり、土地所有者以外が申請者となるとき。
- (10) 代理人選任届又は委任状 申請を代理人に代理させるとき。なお、代理させる事務の範囲を明記するものとする。
- (11) 現地調査図 単に現況を実測したものではなく、公図、地積測量図、道路台帳等を基に調査を行い作成されたもの。なお、現地調査図に記載する内容は次のとおりとする。
 - ア 申請地周辺の境界標
 - イ 道路側溝、ブロック塀等の構造物
 - ウ 道水路等の現況幅員
 - エ 境界確認予定線（朱書）
 - オ 座標一覧（測量したもの全て）
 - カ 方位及び縮尺
 - キ 作成日及び作成者氏名
- (12) その他参考資料 境界確認をする上で参考となる地積測量図、古図及び地引図等の資料がある場合は、添付するものとする。

（書類の受付及び審査）

第4条 市長は、申請書が提出されたときは、境界確認受付簿（様式第3号）に記載し、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 申請者が第2条に規定する要件を満たしていること。
- (2) 道水路等に隣接していること。
- (3) 申請書に必要事項が記載され、かつ、前条各号に規定する図書等が添付されていること。

2 市長は、申請書の収受に際し、公物管理者が他にある場合は、境界確認を申請することについてその公物管理者が承知していることを申請者又は代理人に確認する。

3 市長は、提出された申請書に必要事項が記載されていない等、不備があったときは、申請者又は代理人に補正を求めるものとする。

(準備及び事前調査)

第5条 申請者又は代理人は、次の各号に掲げる事項について準備、確認又は調整を行うものとする。

(1) 境界確認の参考となる資料を収集するとともに、境界確認図作成について、調整を行うこと。

(2) 同時に立会いが必要と認められる隣接する土地所有者、対向の土地所有者、利害関係人、他の公物管理者、その他参考人等(以下「関係者」という。)に対して立会いを依頼し、必要書類等について連絡調整を図ること。

(3) 関係者へ、市が現地調査のため土地へ立ち入る可能性がある旨、周知すること。また、申請者が代理人に事務を代理させる場合は、代理人は申請者にも周知すること。

(4) 測量の障害となるものを除去すること。

(立会い)

第6条 市長は、前条に規定する事前調査の結果を受け、申請者及び関係者と境界確認のための立会いを行うものとする。ただし、前条第1項第1号に規定する調整が十分に行えた場合は、立会い及び次の各号に掲げる事項について、申請者又は代理人に依頼することができるものとする。

(1) 公物管理者が他にあるときは、その公物管理者に公物管理区域について意見を求めること。

(2) 立会者から承諾書(様式第4号)に署名を得ること。

2 立会いに際し現地において速やかに関係者の出欠を確認し立会い作業を行うものとする。

(境界確認の原則)

第7条 市長は、道水路等の両側境界線について境界確認をするものとする。ただし、次の各号に掲げる場合で、客観的な資料、図

面等に基づき幅員が明らかに確保され、境界線の線形の整合性が将来にわたり妥当と確認でき、かつ、関係地権者等に明らかに不利益が生じないと認められるときは、当該道水路等の片側境界線で境界確認をすることができる。

- (1) 他法令への影響がないと判断したとき。
- (2) 対向土地所有者が立ち会わないため協議をすることができないとき。
- (3) 対向土地所有者の所在が不明なとき。
- (4) 対向地に裁判所の処分制限等が付されているとき。

2 前項ただし書に定めるものにより、対向地の立会いを省略する場合は、次に掲げる事項について記載した立会い省略の理由書を添付するものとする。ただし、前項第1号により省略する場合は、理由書の添付を省略できるものとする。

- (1) 幅員が明らかに確保されることがわかる客観的な資料、
図面等の種類
- (2) 境界線の線形の整合性が将来にわたり妥当と判断した根拠
- (3) 関係地権者等に明らかに不利益が生じないと判断した根拠
(境界確認書)

第8条 申請者は、境界確認が成立したときは、申請者に境界確認図を添付した境界確認書（様式第5号）を2通、承諾書（様式第4号）及び印鑑証明書の写し（確認日から6箇月以内に交付を受けたもの）を1通提出するものとする。また、境界確認書は、実印で押印させ、かつ、境界確認図と割印するものとする。なお、境界確認図に記載する内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 境界確認の成立した基準点、境界点名（道路・水路境界線は朱線）
- (2) 座標一覧
- (3) 立会地番

(4) 方位・縮尺

(不調処理)

第9条 市長は、境界確認の立会いをしたが、確認が成立する見込みがないときは、立ち会った職員又は申請者若しくは代理人に対し、申請者の主張との相違点を明記した境界確認不調報告書（様式第6号）の提出を求め、当該報告書を保存するものとする。

(取下げ)

第10条 申請者は、取下げの意向がある場合は、境界確認申請取下願（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、境界確認申請取下願（様式第7号）が提出されたときは、第3条各号に規定する添付図書を返却するものとする。

(事務の完結)

第11条 市長は、申請のあった日から1年経過後、申請者の責に帰する事由又はその他やむを得ない事由により、第5条に規定する準備、確認又は調整が完了しないときは事務の完結とみなすことができる。

(境界確認書照合願)

第12条 申請者は、境界が確定した土地に係る立会証明書等へ押印を求めるときは、境界確認書照合願（様式第8号）を提出するものとする。なお、境界が確定した土地とは次の各号のいずれかとする。

(1) 第8条に規定する境界確認書が提出された土地

(2) 地籍調査、地積測量図等により境界が明確である土地

2 申請者は、境界確認書照合願（様式第8号）に記名し、次の図書を添付するものとする。

(1) 案内図

(2) 公図の写し（申請地朱書）

(3) 登記事項証明書 申請地の登記事項証明書の写し又は電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報（全部事項）

で、申請日の3箇月以内に交付を受けたもの。

- (4) 戸籍謄本等 土地所有者が死亡しているとき。
- (5) 成年後見人を証する書類の写し 土地の所有権が成年後見人であるとき。
- (6) 保佐人・補助人の同意書及び保佐人・補助人を証する書類の写し 土地所有者が被保佐人、被補助人であるとき。
- (7) 親権者等を証する書類の写し 土地所有者が未成年者であるとき。
- (8) 申請者としての当事者能力を有することの確認できる書類の写し 申請地の権利関係が複雑であり、土地所有者以外が申請者となるとき。
- (9) 代理人選任届又は委任状 申請を代理人に代理させるとき。なお、代理させる事務の範囲を明記するものとする。
- (10) 比較図 境界確認が成立した図書と現況を比較した図面
- (11) 押印を必要とする書類の写し

3 市長は、第1項に規定する境界確認書照合願（様式第8号）が提出されたときは、境界確認書等と照合し、境界標、基準点等により復元可能であると判断した場合は、立会証明書等に押印し、これらを複写したうえ保存する。

（登記の手続）

第13条 境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要があると認めるときは、関係者と協議の上その手続を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際に、現に深谷市境界確認事務処理要領（平成18年深谷市訓令第105号）の規定によりなされている申請については、なお従前の例による。